

トコタンホール使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ボートレースとこなめ新スタンド1階トコタンホール(以下「ホール」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ホールは、研修、セミナー、各種発表会、イベント、会合等の目的で使用することができる。

(使用の制限)

第3条 常滑市モーターボート競走事業管理者(以下「施設管理者」という。)は、次に掲げる場合には、使用の制限、使用の取消し又は使用停止の措置を取ることができる。

- (1) その者に使用させることにより、公の秩序を乱す、善良な風俗を害する等、管理上又は風紀上好ましくないと認められる場合
- (2) 政治的又は宗教的集会、各種勧誘、商業活動、募金活動等を行う目的での使用と認められる場合
- (3) 使用者が未成年のみである場合
- (4) その者に使用させることにより、施設等を損傷又は滅失するおそれがある場合
- (5) その者に使用させることにより、集団的又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- (6) 施設管理上支障があると認められる場合
- (7) 火気の使用危険物の持ち込み等を行うおそれがある場合
- (8) 使用者が、会場の使用権の全部又は一部の譲渡、転貸を行うおそれがある場合
- (9) 申請書の記入内容が実際と異なる又は偽りがあった場合
- (10) 関係法令又は関係官公署の指示に反する場合
- (11) 音、振動、臭気等の発生により周囲に迷惑を及ぼす又はそのおそれがある場合
- (12) 来場者、受講者数が施設の許容範囲を超え又は周囲に迷惑を及ぼすと施設管理者が判断した場合
- (13) 災害、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化又は施設管理者の経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合
- (14) その他ホールの管理運営上、施設管理者がその者に使用させることを不適切と判断した場合

2 前項の場合において、施設管理者の行った使用制限等により当該使用者に損害が生じても、施設管理者はその責めを負わない。

(使用可能人数)

第4条 ホールの使用人数は、原則20名から310名までとする。

(使用許可日)

第5条 ホールの使用を許可する日は、原則レース開催日とする。

(使用許可時間)

第6条 ホールの使用を許可する時間は、原則午前10時から午後5時までとする。

(使用許可の申請)

第7条 ホールの使用を希望する者は、使用希望日の30日前（レース非開催日を除く。）から使用希望日の10日前（レース非開催日を除く。）までに、トコタンホール使用（使用変更）許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を施設管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第8条 施設管理者は、前条の規定による申請を許可したときはトコタンホール使用（使用変更）許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第9条 ホールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて施設管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 ホールの使用料は、1時間当たり2,000円（消費税及び地方消費税並びに光熱水費を含む。）とする。

2 使用者が常滑市民である場合（使用者が法人の場合は、常滑市内に主たる事業所がある場合）は、前項の使用料を1時間当たり1,000円とする。

3 前2項の規定に関わらず、営利を目的とした利用でないと認める場合又は施設管理者が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる。

4 第1項及び第2項の使用料は、使用日の5日前までに施設管理者が指定する方法により納付しなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者その他ホールを利用する者が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失した場合は、施設管理者の定める額を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 使用中の展示物及び使用者、来場者、受講者等が持ち込んだ物（貴重品を含む。）の盗難、破損及び汚損並びに人身事故については、その原因を問わず、施設管理者はその責めを負わない。

2 駐車場内での事故又は駐車中の車両に生じた損害について、施設管理者はその責めを負わない。

3 災害、関係各省庁からの指導その他施設管理者の責に帰さない事由により使用が中止されたときの損害について、施設管理者はその責めを負わない。

(遵守事項)

第14条 利用者その他ホールを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) ボートレース場来場者等に対して、迷惑行為となるような言動を行わないこと。

(2) レースの開催に影響が出ないように音量等を調整すること。

(3) 秩序維持、使用者の整理、案内誘導等を確実に行うこと。

(4) 火気の使用や危険物等は一切持ち込まないこと。

(5) ペットは一切持ち込まないこと。

(6) 施設内で物品の販売若しくは展示又は壁、柱若しくは扉への貼り紙、釘打ち等は一切行わないこと。

(7) やむを得ない理由により使用を中止する場合は、速やかに施設管理者に連絡すること。その場合、使用者は関係する来場者、受講者等への対応について責任を持って行うこと。

(8) 満車時に周辺道路等に駐車しないこと。

(9) ホールの利用に必要なエリア以外に立ち入らないこと。

(10) 指定された場所以外での喫煙及び飲食は一切しないこと。

(11) 使用者の責任により防災、防犯等の安全管理を行うこと。

(12) 使用者は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を施設管理者に届け出ること。

(13) 使用時間（準備及び片付けを含む。）を厳守すること。

(14) ごみはすべて持ち帰ること。

(15) 使用当日に許可書を持参すること。

(16) 勝舟投票券発売及び払戻設備は利用しないこと。

(17) 本要領に定めのない事項及び運営上必要な事項については、事前に相談の上、その指示に従うこと。

(18) その他管理上必要な指示に従うこと。

(職員の立ち入り)

第15条 施設管理者は、ホールの管理上必要があると認める場合は、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(個人情報)

第16条 施設管理者は、ホールの管理に関し知り得た個人情報について、法令等の規定に基づく場合又は本人の同意がある場合を除き、他の目的又は第三者に提供しないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は施設管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月14日から施行し、令和3年11月6日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

トコタンホール使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

常滑市モーターボート競走事業管理者 様

申請者 住 所
団体/氏名
代表者名
電話番号

次のとおり使用（使用変更）許可の申請をします。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (準備・片付けを含む。)
行事名	
使用目的	
使用人数	
使用責任者	氏名 電話番号 (<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。)
行事開催時間	時 分 ~ 時 分
飲食物持込	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変更内容	(変更前)
	(変更後)

※次の欄は記入しないでください。

使用料	
使用料減免の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除
備考	

第2号様式（第8条関係）

トコタンホール使用（使用変更）許可書

年 月 日

団体／氏名
代表者名 様

常滑市モーターボート競走事業局管理者 印

次のとおり使用（使用変更）を許可します。

使用日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分（準備・片付けを含む。）
行事名	
使用目的	
使用人数	
使用責任者	氏名 電話番号
行事開催時間	時 分 ～ 時 分
使用料	
変更内容	（変更前）
	（変更後）